

# 平成 31 年 2 月市議会 教育厚生委員会資料

## 第 3 号議案 平成 30 年度長崎市一般会計補正予算（第 8 号）

### 目 次

#### 【3 款 民生費】

説明書  
記載頁

##### 児童福祉総務費（3 款 2 項 1 目）

子ども医療対策費	P 1 ～ 2	(P32～33)
認定こども園移行支援費補助金	P 3 ～ 4	(P32～33)

##### 【補助】児童福祉施設整備事業費補助金

民間保育所	P 5 ～ 7	(P32～33)
民間認定こども園	P 5 ～ 7	(P32～33)

##### 【繰越明許費】

##### 【補助】児童福祉施設整備事業費補助金

民間保育所	P 8	(P56～57)
民間認定こども園	P 8	(P56～57)

##### 児童措置費（3 款 2 項 2 目）

##### 民間保育所等施設型給付費

保育所	P 9 ～ 1 1	(P32～33)
認定こども園	P 9 ～ 1 1	(P32～33)

##### 市立児童福祉施設費（3 款 2 項 4 目）

##### 【補助】児童福祉施設整備事業費

市立認定こども園	P 1 2 ～ 1 3	(P34～35)
----------	-------------	----------

##### 【繰越明許費】

##### 【補助】児童福祉施設整備事業費

市立認定こども園	P 1 4	(P56～57)
----------	-------	----------

こ ども 部  
平 成 3 1 年 2 月



予 算 説 明 書					事 業 名	補 正 額
ページ	款	項	目	番号		
32～33	3 民生費	2 児童福祉費	1 児童福祉 総務費	1-1	子ども医療対策費	千円 33,489

### 1 概 要

子どもの医療費の一部を助成する「子ども医療対策費」において、乳幼児および小学生に対する助成額が当初の予定を上回る見込みとなったため、その不足分を増額補正するもの。

### 2 事業内容

対 象 者	入院・通院ともに中学校卒業までの児童
自己負担額	1医療機関あたり、1日800円、月上限1,600円 (調剤薬局は保護者負担なし)
支給方法	現物給付

《現物給付》：医療機関の窓口において、助成額を引いた自己負担金のみを支払う方法。

### 3 補正予算の内容

#### 《扶助費》

区分		H30 当初予算額①		H30 所要見込額②		補正額 ②-①
		件数	金額	件数	金額	
乳幼児	入院	件 2,703	千円 103,231	件 2,680	千円 111,912	千円 8,681
	通院	332,864	316,251	323,949	314,658	△1,593
	計	335,567	419,482	326,629	426,570	7,088
小学生	入院	552	30,019	605	35,653	5,634
	通院	220,214	333,535	222,933	359,048	25,513
	計	220,766	363,554	223,538	394,701	31,147
中学生	入院	364	21,002	322	16,256	△4,746
	通院	29,385	46,910	29,385	46,910	0
	計	29,749	67,912	29,707	63,166	△4,746
総合計		586,082	850,948	579,874	884,437	33,489

《参考》

・入院日数・通院回数の推移

区分		H26	H27	H28	H29	H30(見込)
乳幼児	入院	日 18,490	日 18,948	日 18,964	日 18,572	日 18,545
	通院	回 537,808	回 527,730	回 524,514	回 499,856	回 488,530
小学生	入院			2,970	3,153	3,410
	通院			228,547	297,143	299,623

※H28の小学生は医療費の請求が6月からのため日数(回数)は10ヶ月分のみ

・入院1日・通院1回あたりの単価の推移

算出式：1日(回)あたりの単価=金額÷日数(回数)

区分		H26	H27	H28	H29	H30(見込)
乳幼児	入院	円 5,168	円 5,492	円 5,465	円 5,955	円 6,035
	通院	592	600	608	627	644
小学生	入院			8,156	9,810	10,455
	通院			1,031	1,144	1,198

4 財源内訳

事業費	財源内訳				
	国庫支出金	※県支出金	地方債	その他	一般財源
千円 33,489	千円 —	千円 3,544	千円 —	千円 —	千円 29,945

※乳幼児にかかる助成額の1/2

《参考》 長崎市の子どもに係る福祉医療費制度の主な経過

時期	主な内容
昭和49年10月	乳児(0歳)の入院のみを対象を開始
昭和55年4月	乳児(0歳)の通院も対象
平成17年10月	入院6歳未満、通院3歳未満の対象年齢を小学校就学前までに拡大
平成19年4月	支給方法を現物給付に変更(市単独)
平成28年4月	対象年齢を小学校卒業までに拡大(入院・通院)
平成29年10月	入院を中学校卒業までに拡大
平成30年10月	通院を中学校卒業までに拡大

予 算 説 明 書					事 業 名	補 正 額
ページ	款	項	目	番号		
32～33	3 民生費	2 児童福祉費	1 児童福祉 総務費	2-1	認定こども園移行支 援費補助金	千円 1,245

### 1 概要

待機児童の解消及び多様な保育需要への対応のため、認定こども園として認可又は認定を受けた施設に対し、移行に必要な事務職員の給与費の一部を助成することで、認定こども園への移行を支援する。

平成31年4月から認定こども園への移行を予定する施設が、当初の見込みを上回ったことから、当該補助金を増額するもの。

### 2 事業内容

次に掲げる施設に対し、認定こども園の認定申請手続き又は事業開始から当該年度末までの事務に従事する者1人の給与費の一部を1回限り補助する。

移行前施設類型	移行後施設類型	施設整備補助の有無	補助限度額
幼稚園	幼保連携型認定こども園	有り	829,920円
		無し	414,960円
幼稚園型認定こども園	幼稚園型認定こども園	有り	414,960円
		無し	414,960円
保育所	幼保連携型認定こども園	有り	414,960円

※ 保育所から幼保連携型認定こども園へ移行する場合は、保育利用定員(2・3号認定の子ども  
の利用定員数の合計)が増となる施設に限る。

### 3 対象施設数及び補助見込額等

(1) 当初 ア 対象施設数 3施設

イ 補助見込額 1,660千円

(ア) 幼稚園から幼保連携型認定こども園(施設整備補助有り)への移行 1施設  
(イ) 幼稚園から幼稚園型認定こども園への移行 2施設

(2) 変更後 ア 対象施設数 6施設

イ 補助見込額 2,905千円

(ア) 幼稚園から幼保連携型認定こども園(施設整備補助有り)への移行 1施設  
(イ) 幼稚園から幼稚園型認定こども園への移行 4施設  
(ウ) 保育所から幼保連携型認定こども園への移行 1施設

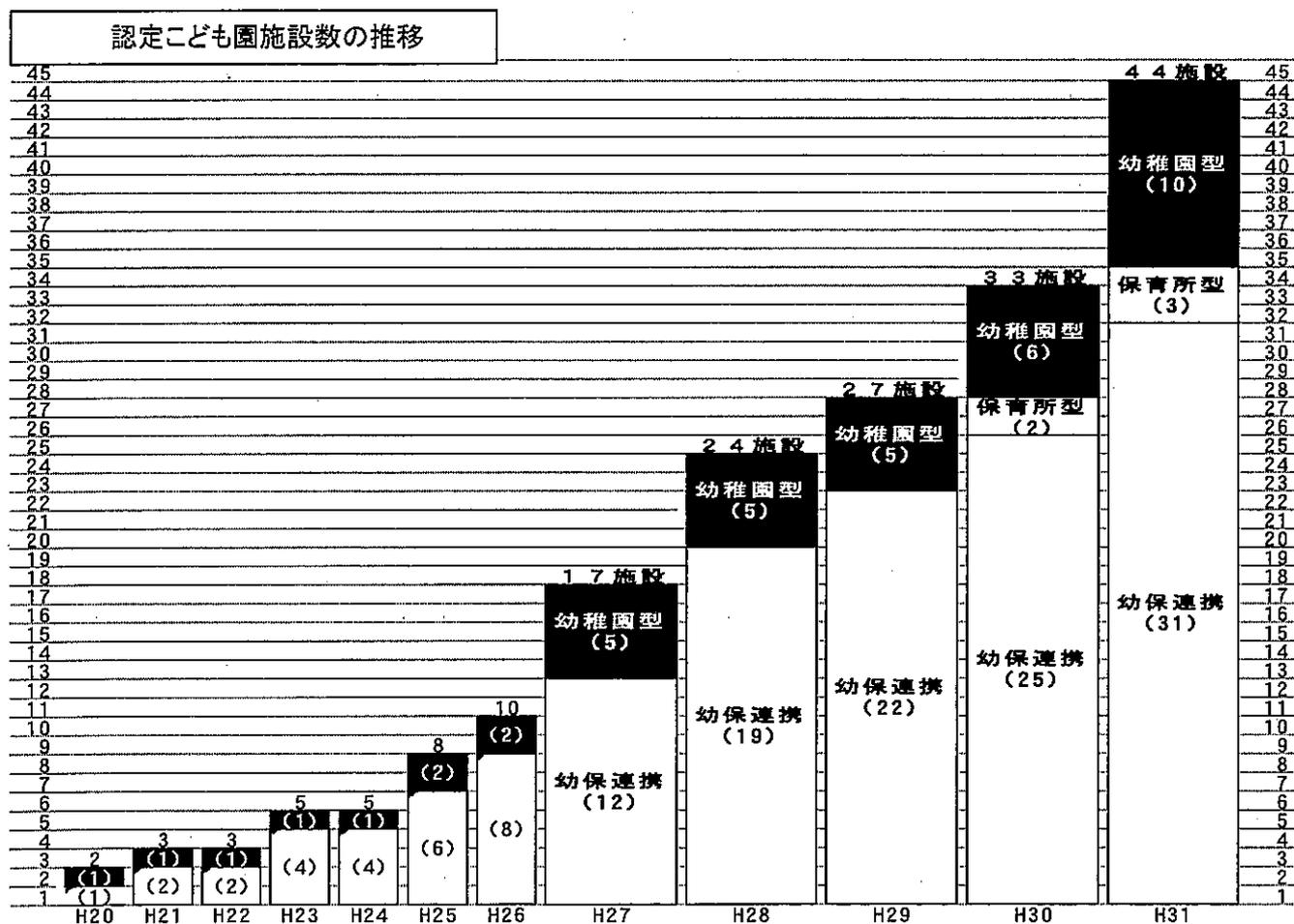
(3) 補正予算計上額 1,245千円

### 4 財源内訳

事業費	財 源 内 訳				
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
千円 1,245	千円 -	千円 -	千円 -	千円 -	千円 1,245

5 参考

施設の種類	位置付け及び施設内容	施設数 (H30. 4. 1 時点)
幼保連携型認定 こども園	学校かつ児童福祉施設 保育所機能と幼稚園機能を備える単一の施設	25 施設
幼稚園	学校	
幼稚園型 認定こども園	認定こども園として保育所機能を備える幼稚園	6 施設
保育所	児童福祉施設	
保育所型 認定こども園	認定こども園として幼稚園機能を備える保育所	2 施設



※なお、平成 27 年度からの子ども子育て支援新制度開始から4年が経過し、認定こども園の制度が浸透したことで施設数も増加傾向にあることから、認定こども園への移行を促進する本事業の当初の役割は果たしたものと判断されるため、平成 30 年度をもって事業を廃止することとしている。

予 算 説 明 書					事 業 名	補 正 額
ページ	款	項	目	番号		
32~33	3 民生費	2 児童福祉費	1 児童福祉 総務費	3-1	【補助】児童福祉施設 整備事業費補助金 民間保育所	千円 17,580
				3-2	【補助】児童福祉施設 整備事業費補助金 民間認定こども園	千円 8,110

### 1 【補助】児童福祉施設整備事業費補助金 民間保育所

#### (1) 概要

大阪北部で発生した地震により小学校に設置していたブロック塀が倒壊し、通学途中の児童が死亡した事故を受け、国において、ブロック塀等の安全対策として、保育所等整備交付金（防犯対策強化整備）事業の追加募集が行われた。

本市においても、速やかに子どもの安全を確保する必要があると判断し、整備が必要なブロック塀等がある民間施設について、同交付金を活用した整備に係る募集を行った。

その後、申請があった民間施設について、内示があったため、同交付金を活用し整備費の一部を助成するもの。

#### (2) 予算額等

(単位：千円)

施設名 【設置主体】	所在地	総事業費 (補助基本額) ①	国庫補助 ② (①×1/2)	市補助 ③ (①×1/4)	設置者 負担④ (①×1/4)	補 正 予算額 ②+③
西山台保育園 【(福)香月福祉会】	西山台 2丁目8-9	1,317	658	329	330	987
友愛八幡町保育園 【(福)基督教友愛館】	八幡町3-5	9,315	4,657	2,328	2,330	6,985
小ヶ倉保育園 【(福)黎明会】	小ヶ倉町 2丁目390	10,182	5,091	2,545	2,546	7,636
虹が丘まめの木保育園 【(福)虹豆会】	虹が丘町 2414-3	2,630	1,315	657	658	1,972
合 計	—	23,444	11,721	5,859	5,864	17,580

#### (3) 財源内訳

事業費	財 源 内 訳				
	国庫支出金※1	県支出金	地方債※2	その他	一般財源
千円 17,580	千円 11,721	千円 —	千円 4,500	千円 —	千円 1,359

※1 国庫補助率 保育所等整備交付金 補助基本額の1/2

※2 起債充当率 社会福祉施設整備事業債(地方負担分の80%)

## 2【補助】児童福祉施設整備事業費補助金 民間認定こども園

### (1) 概要

大阪北部で発生した地震により小学校に設置していたブロック塀が倒壊し、通学途中の児童が死亡した事故を受け、国において、ブロック塀等の安全対策として、保育所等整備交付金（防犯対策強化整備）事業の追加募集が行われた。

本市においても、速やかに子どもの安全を確保する必要があると判断し、整備が必要なブロック塀等がある民間施設について、同交付金を活用した整備に係る募集を行った。

その後、申請があった民間施設について、内示があったため、同交付金を活用し整備費の一部を助成するもの。

### (2) 予算額等

(単位：千円)

施設名 【設置主体】	所在地	総事業 費(補助 基本額) ①	国庫補助 ② (①×1/2)	市補助 ③ (①×1/4)	設置者 負担④ (①×1/4)	補 正 予算額 ②+③
認定こども園 天童幼稚園・天童保育園 【(学) 金丸学園】	古賀町 1553-5	4,089	2,044	1,022	1,023	3,066
とまちこども園 【(福) 五蘊会】	戸町 3丁目 15-1	2,851	1,425	712	714	2,137
幼保連携型認定こども園 ひかり幼稚園 【(学) ひかり学園】	岩見町 14-6	1,296	648	324	324	972
菜の花こども園 【(福) 菜の花会】	平山町 477	2,581	1,290	645	646	1,935
合 計	—	10,817	5,407	2,703	2,707	8,110

### (3) 財源内訳

事業費	財 源 内 訳				
	国庫支出金※1	県支出金	地方債※2	その他	一般財源
千円	千円	千円	千円	千円	千円
8,110	5,407	—	2,600	—	103

※1 国庫補助率 保育所等整備交付金 補助基本額の1/2

※2 起債充当率 一般補助施設整備等事業債（地方負担分の100%）

【参考】補助予定施設のブロック塀の安全点検状況

1 国の調査におけるブロック塀の安全点検結果

- (1) 「児童福祉施設等におけるブロック塀等の安全点検等状況調査について」（平成30年7月23日厚生労働省事務連絡）における「児童福祉施設等におけるブロック塀等の安全点検等状況調査実施要領」に基づき、施設が点検を行った。
- (2) 表中の「外観に基づく点検結果」において、1つでも「×」があった場合は、安全性に問題があるため整備の必要がある。

民間保育所（4施設）、民間幼保連携型認定こども園（4施設）

施設名		外観に基づく点検結果 ※H30.7.23調査時点			
		建築基準法における高さ、控え壁等の適合状況 〔適合：○〕 〔不適合：×〕	うち、高さに関する適合状況 〔適合：○〕 〔不適合：×〕	劣化・損傷の有無 〔劣化・損傷なし：○〕 〔あり：×〕	
保育所 (4施設)	1	西山台保育園	○	○	×
	2	友愛八幡町保育園	×	×	○
	3	小ヶ倉保育園	×	×	×
	4	虹が丘まめの木保育園	○	○	×
認定 こども園 (4施設)	1	認定こども園 天童幼稚園・天童保育園	×	×	×
	2	とまちこども園	×	×	×
	3	幼保連携型認定こども園 ひかり幼稚園	×	×	×
	4	菜の花こども園	○	×	○

1 【補助】児童福祉施設整備事業費補助金 民間保育所

3 款 民生費 2 項 児童福祉費 1 目 児童福祉総務費 (単位：千円)

事業名	金額		財源内訳		
			国庫支出金	地方債	一般財源
【補助】児童福祉施設 整備事業費補助金 民間保育所	予算現額	384,324	297,583	69,100	17,641
	支出予定額	366,744	285,862	64,600	16,282
	繰越明許額	17,580	11,721	4,500	1,359

〔施設名〕西山台保育園、友愛八幡町保育園、小ヶ倉保育園、虹が丘まめの木保育園

〔繰越事由〕

補助事業者が行う施設整備工事が年度内に完了しない見込みであるため。

2 【補助】児童福祉施設整備事業費補助金 民間認定こども園

3 款 民生費 2 項 児童福祉費 1 目 児童福祉総務費 (単位：千円)

事業名	金額		財源内訳			
			国庫支出金	県支出金	地方債	一般財源
【補助】児童福祉施設 整備事業費補助金 民間認定こども園	予算現額	414,564	166,677	150,018	78,100	19,769
	支出予定額	406,454	161,270	150,018	75,500	19,666
	繰越明許額	8,110	5,407	-	2,600	103

〔施設名〕認定こども園 天童幼稚園・天童保育園、とまちこども園、

幼保連携型認定こども園 ひかり幼稚園、菜の花こども園

〔繰越事由〕

補助事業者が行う施設整備工事が年度内に完了しない見込みであるため。

予 算 説 明 書					事 業 名	補 正 額
ページ	款	項	目	番号		
32～33	3 民生費	2 児童 福祉費	2 児童 措置費	1-1	民間保育所等施設型給付費 (保育所)	千円 192,956
				1-2	民間保育所等施設型給付費 (認定こども園)	千円 ▲737,299

## 1 概要

民間保育所及び民間認定こども園における施設運営に必要な費用を負担するもの。

### (1) 公定価格の増

平成 30 年 8 月 10 日、人事院勧告を受けた国家公務員の給与改定に応じて、公定価格(国が定める教育・保育等に係る費用の基準単価)が増額されたため、予算額を補正するもの。

### (2) 入所児童数の増減

入所児童数が見込みより増減することに伴い予算額を補正するもの。

ア 平成 30 年 4 月 1 日に保育所から認定こども園への移行を予定していたが、結果的に認定こども園へ移行しなかった施設が 3 施設あったため、保育所の入所児童数を増、認定こども園の入所児童数を減とする。

イ 保育所・認定こども園とも、入所児童数を算定する際の入所率(入所児童数/定員数)を過大に見込んでいたため、アの差から、さらに児童数を減とする。

## 2 事業内容

### (1) 公定価格の基準単価増による補正額(現行予算編成時の児童数にて算出)

公定価格の算定にあたって人件費の額については、国家公務員の給与に準じて算定されており、平成 30 年 8 月 10 日付け人事院勧告を受けた国家公務員給与改定に応じて、公定価格(平成 30 年 4 月 1 日遡及適用)が増額されたもの。

#### ア 保育所

公定価格の増額を反映させた支出見込額(8,750,179 千円)－予算現額(8,684,974 千円)  
＝補正額 65,205 千円

#### イ 認定こども園

公定価格の増額を反映させた支出見込額(4,339,104 千円)－予算現額(4,299,821 千円)  
＝補正額 39,283 千円

(参考)児童1人当たり月額単価平均額

単位:円

施設区分	1人当たり月額単価平均額		予算との差 (B-A)
	改定前(A)	改定後(B)	
保育所	102,927	103,700	773
認定こども園	72,341	73,002	661

※1人当たり月額単価は、歳児別・定員区分等により設定されており、施設ごとに異なる。

※認定こども園は利用者負担額(保育料)を差し引いて施設に支弁していることなどにより、保育所に比べて月額単価が低くなっている。

(2) 入所児童数の増減に伴う補正額

ア 入所児童数増減内訳

単位:人

施設区分	延入所児童数		増減人数 (B-A)
	予算編成時点(A)	最終見込(B)	
保育所	84,380	86,953	2,573
認定こども園	59,438	50,534	▲8,904

入所児童数は、毎月初日在籍延べ児童数であり、施設定員×12ヵ月×入所率として算出。

人数の差については、算出する際に用いた児童の施設入所率が見込みを下回ったこと、及び保育所から認定こども園への移行を延期した3施設があったことによるもの。

イ 原因ごとの内訳

施設区分	保育所	認定こども園
増減人数	2,573人	▲8,904人
原因	移行延期 〔※認定こども園へ移行しなかった〕 3施設分を増	〔※保育所から移行しなかった〕 3施設分を減
	入所率の減	▲3,505人
人数の積算方法	施設定員×12ヵ月×入所率 (入所率=入所者数/定員数) ※入所率が100%以上であれば、定員以上の人数が入所している。	
入所率減の原因	H26、H27、H28の3カ年平均及び年々入所率が増加している施設の伸び率を加味し、108.0%と設定したが、H30決算見込みは103.8%であり、4.2%の差が生じたため。 $6,949 \text{人} \times 12 \text{ヵ月} \times 4.2\% \approx 3,505 \text{人}$	H28、H29の2カ年平均及び保育所からの移行施設の伸び率を加味し、98.8%と設定したが、H30決算見込みは94.0%であり、4.8%の差が生じたため。 $4,953 \text{人} \times 12 \text{ヵ月} \times 4.8\% \approx 2,826 \text{人}$
	入所率=入所者数/定員数で算出するが、定員数が施設整備等により拡大したことにより、過去の実績を下回ったもの。	

ウ 施設区分ごとの補正額

(ア) 保育所

入所児童数の増加を反映させた支出見込額(8,812,725千円)－予算現額(8,684,974千円)  
＝補正額 127,751千円

(イ) 認定こども園

入所児童数の減少を反映させた支出見込額(3,523,239千円)－予算現額(4,299,821千円)  
＝補正額 ▲776,582千円

## (3) 要因別の補正額内訳

(単位:千円)

施設区分	公定価格の増による 影響額(A)	入所児童数の増減による 影響額(B)	補正額 (A+B)
保育所	65,205	127,751	192,956
認定こども園	39,283	▲776,582	▲737,299
計	104,488	▲648,831	▲544,343

## 3 財源内訳

## (1) 保育所

(単位:千円)

事業費	財源内訳				
	国庫支出金 ※1	県支出金 ※2	地方債	その他 ※3	一般財源
192,956	66,768	29,783	—	40,825	55,580

- ※1 国庫負担率 国庫負担基準額 2号認定子ども(1,073千円)の1/2  
国庫負担基準額 3号認定子ども(125,261千円)の52.875%
- ※2 県負担率 国庫負担基準額 2号認定子ども(1,073千円)の1/4  
国庫負担基準額 3号認定子ども(125,261千円)の23.5625%
- ※3 その他 利用者負担額(保育料)

## (2) 認定こども園

(単位:千円)

事業費	財源内訳				
	国庫支出金 ※1	県支出金 ※2	地方債	その他	一般財源
▲737,299	▲327,156	▲172,796	—	—	▲237,347

- ※1 国庫負担率 国庫負担基準額① 1号及び2号認定子ども(▲167,841千円)の1/2  
国庫負担基準額① 3号認定子ども (▲460,019千円)の52.875%
- ※2 県負担率 国庫負担基準額① 1号及び2号認定子ども(▲167,841千円)の1/4  
国庫負担基準額② 1号認定子ども (▲44,887千円)の1/2  
国庫負担基準額① 3号認定子ども (▲460,019千円)の23.5625%

予 算 説 明 書					事 業 名	補 正 額
ページ	款	項	目	番号		
34～35	3 民生費	2 児童福祉費	4 市立児童福祉 施設費	1-1	【補助】児童福祉施設 整備事業費 市立認定こども園	千円 5,454

### 1 概 要

国の1次補正に伴う「ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金」を活用し、認定こども園長崎幼稚園に設置されているブロック塀及びレンガ塀のうち、建築基準法上に不適合なものについて、フェンスへの取替えや改修を行う。

なお、当該交付金は、公立の学校施設を対象としたものである。

### 2 事業内容

認定こども園長崎幼稚園の敷地内に設置しているブロック塀及びレンガ塀のうち、基礎の設置や鉄筋の配筋が建築基準法に不適合となるものを、園児の安全性を確保するためにフェンスへの取替えや改修を行う。

### 3 事業の内訳

区 分	事業費	内 訳
需用費	54千円	消耗品費など
工事請負費	5,400千円	フェンス取替・改修（目隠しフェンス 72千円×75m）
合 計	5,454千円	

### 4 財源内訳

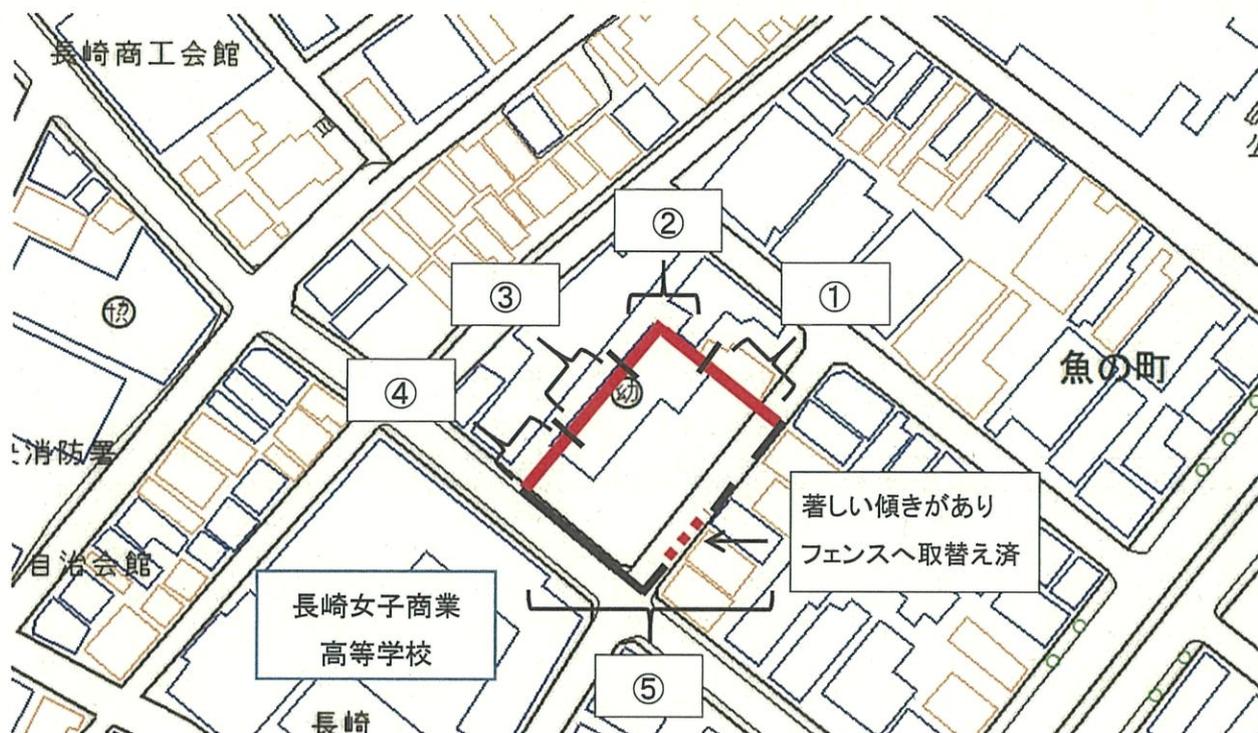
事業費	財 源 内 訳				
	国庫支出金※1	県支出金	地方債※2	その他	一般財源
千円	千円	千円	千円	千円	千円
5,454	1,818	—	3,600	—	36

※1 ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金(補助率:補助基準額の1/3)

※2 学校教育施設等整備事業債(充当率 100%)

【参考】認定こども園長崎幼稚園のブロック塀の安全点検状況

1 位置図



2 ブロック塀の点検結果(建築指導課による外観の目視点検)

設置場所		外観による点検結果		
		建築基準法における高さ、控え壁等の適合状況 〔適合：○〕 〔不適合：×〕	うち、高さに関する適合状況 〔適合：○〕 〔不適合：×〕	劣化・損傷の有無 劣化・損傷 無し：○ 著しくないもの：△ 著しいもの：×
①	民家横	×	×	×
②	園舎裏(民家側)	○	○	△
③	園舎裏(中ほど)	×	○	○
④	園舎裏(女子商業側)	○	○	△
⑤	道路沿い	○	○	△(一部×)

※ ①～④：改修対象の塀

⑤：一部に著しい傾きがあったことから、傾きがある箇所については、危険防止のため、平成30年度の既定予算にてフェンスへの取替えを行った。その他の箇所については、小中学校に設置されているブロック塀の構造調査の結果、大部分が不適合と判定されていることを踏まえ、平成31年度当初予算に構造調査に係る予算をまちづくり部が計上している。

【繰越明許費】予算説明書 56～57 ページ

3款 民生費 2項 児童福祉費 4目 市立児童福祉施設費

事業名	区分	事業費	財 源 内 訳			
			国庫支出金	地方債	その他	一般財源
【補助】児童福祉施設 整備事業費 市立認定こども園	補正後の額	千円 5,454	千円 1,818	千円 3,600	千円 -	千円 36
	支出予定額	千円 -	千円 -	千円 -	千円 -	千円 -
	繰越明許費	千円 5,454	千円 1,818	千円 3,600	千円 -	千円 36

[繰越事由]国の1次補正予算等に伴う工事が年度内に完了しない見込みであるため。